

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第三号）（税務課

）

一 改正の要旨

- 1 ガス供給業の課税方式の見直しに伴い、所要の措置を講じた。
- 2 グループ通算制度の施行に伴い、同制度における法人住民税の外国税額控除の見直しを踏まえ、所要の措置を講じた。
- 3 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和五年二月九日